承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS－685	ウオタニ　UT－230K	魚谷鉄工株式会社	奈良県五條市大飼町35番地

経済産業省
国土交通省告示第百五十四号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十三年八月三十一日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十三年九月十五日

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS－686	ファレシン Leader Double 2200	有限会社エー・アンド・エー・トレーディング	北海道札幌市西区発寒六条十一丁目1番1号

経済産業省
国土交通省告示第百五十五号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十三年八月三十一日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十三年九月十五日

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS－687	JCB 3200	有限会社アグリダイレクト	北海道河西郡芽室町東芽室北一線18番地7

経済産業省
国土交通省告示第百五十六号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十三年九月二日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十三年九月十五日

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS－688	TCM　DP30	TCM株式会社	大阪府大阪市西区京町堀一丁目15番10号

経済産業省
国土交通省告示第百五十七号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第一号）第十九条第十三項の規定に基づき、緑産株式会社から、承認を受けた少数生産車の車名及び型式を次のとおり変更する旨届出があったので、同条第十八項の規定に基づき告示する。

平成二十三年九月十五日

経済産業省
国土交通省
環境省

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志

1．変更する少数生産車の車名及び型式

	旧	新
承認番号	NS－599	
車名	RyokusanPowerシュレッダー	クランボー
型式	5000	CR5000

2．変更年月日

平成23年7月23日

国土交通省告示第九百五十二号

地理空間情報活用推進基本法第十六条第一項の規定に基づく地理空間情報活用推進基本法第二条第三項の基盤地図情報の整備に係る技術上の基準（平成十九年国土交通省告示第千百四十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年九月十五日

国土交通大臣　前田　武志

第六条第一項第十号中「国際標準化機構一九一一八」を「国際標準化機構一九一一八（二〇一一）」に改め、同項第十二号の次に次の一号を加える。

十三　国際標準化機構一九一三六（地理情報―地理マーク付け言語）

第六条第三項を削る。

附　則

この告示は、国際標準化機構一九一一八（二〇一一）（地理情報―符号化）が発行された日から施行する。

環境省告示第六十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第四十条の規定に基づき、同法第四条第二項に規定する指定調査機関から土壌汚染状況調査等の業務の廃止の届出があったので、同法第四十三条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十三年九月十五日

環境大臣　細野　豪志

氏名又は名称	住所
株式会社大阪防水建設社	大阪府大阪市天王寺区餌差町七番六号
八千代エンジニヤリング株式会社	東京都新宿区西落合二丁目十八番十二号
株式会社地球科学研究所	愛知県名古屋市天白区植田本町一―六百八
ジェイアール西日本コンサルタンツ株式会社	大阪府大阪市淀川区西中島五丁目四番二十号
株式会社日産クリエイティブサービス	神奈川県横浜市戸塚区上矢部町二千三百八十四番地
鉄建建設株式会社	東京都千代田区三崎町二丁目五番三号
コマツキャステックス株式会社	富山県氷見市下田子一番地三
株式会社日水コン	東京都新宿区西新宿六丁目二十二番地一号
アタカ大機株式会社	東京都港区新橋二丁目十六番一号
日立造船株式会社	大阪府大阪市住之江区南港北一丁目七番八十九号

関東地方整備局告示第三百五十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月十五日

関東地方整備局長　下保　修